

審査基準

平成30年7月30日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第51条の13第1項第1号口
処分の概要	認定
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項から第3項まで(認定の基準及び手續)
審査基準	道路交通法第51条の13第1項第1号口の認定の基準は、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標準処理期間	30日
申請先	神奈川県警察本部交通部駐車対策課又は警察署
問い合わせ先	神奈川県警察本部 交通部 駐車対策課 駐車取締り係 (電話045-211-1212 内線5282)
備考	